

令和 7 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 1 8 日（火曜日）

○議事日程（第 5 号）

令和 7 年 3 月 1 8 日（火）午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 尾鷲市災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 1 0 号 | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 2 号 | 尾鷲市市税条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 3 号 | 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 4 号 | 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 5 号 | 尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 6 号 | 尾鷲市消防団条例の一部改正について |

日程第 1 6	議案第 1 7 号	尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 1 7	議案第 1 8 号	尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 1 9 号	尾鷲市立幼稚園条例の廃止について
日程第 1 9	議案第 2 0 号	尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の廃止について
日程第 2 0	議案第 2 1 号	令和 7 年度尾鷲市一般会計予算の議決について
日程第 2 1	議案第 2 2 号	令和 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
日程第 2 2	議案第 2 3 号	令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について
日程第 2 3	議案第 2 4 号	令和 7 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
日程第 2 4	議案第 2 5 号	令和 7 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
日程第 2 5	議案第 2 6 号	令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 1 号）の議決について
日程第 2 6	議案第 2 7 号	令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決について
日程第 2 7	議案第 2 8 号	令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決について
日程第 2 8	議案第 2 9 号	令和 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 4 号）の議決について
日程第 2 9	議案第 3 0 号	令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）の議決について
日程第 3 0	議案第 3 1 号	第 3 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について
日程第 3 1	議案第 3 2 号	尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
日程第 3 2	議案第 3 3 号	尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
日程第 3 3	議案第 3 4 号	尾鷲市道路線の認定について
日程第 3 4	議案第 3 5 号	尾鷲市道路線の変更について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 5 発議第 1 号 尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 6 請願第 1 号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程追加 発議第 2 号 再審法改正を求める意見書について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 7 議員派遣について

○出席議員（8名）

1 番 南 靖 久 議員	2 番 小 川 公 明 議員
3 番 濱 中 佳 芳 子 議員	4 番 西 川 守 哉 議員
6 番 中 村 文 子 議員	7 番 岩 澤 宣 之 議員
8 番 中 村 レ イ 議員	1 0 番 仲 明 議員

○欠席議員（1名）

5 番 村 田 幸 隆 議員

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	野 地 敬 史 君
政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
政 策 調 整 課 調 整 監	後 藤 健 太 郎 君
政 策 調 整 課 調 整 監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	大 和 秀 成 君
税務課長代理課長補佐兼課税係長	相 賀 勝 之 君

市民サービス課長	湯	浅	大	紀	君
福祉保健課長	山	口	修	史	君
福祉保健課参事	世	古	基	次	君
環境課長	平	山		始	君
商工観光課長	濱	田	一多	朗	君
水産農林課長	芝	山	有	朋	君
水産農林課参事	千	種	正	則	君
建設課長	塩	津	敦	史	君
建設課参事	上	村	元	樹	君
水道部長	神	保		崇	君
尾鷲総合病院事務長	竹	平	専	作	君
尾鷲総合病院総務課長	高	濱	宏	之	君
教 育 長	田	中	利	保	君
教育委員会教育総務課長	柳	田	幸	嗣	君
教育委員会生涯学習課長代理課長補佐兼生涯学習係長	丸	田	智	則	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	渡	邊	史	次	君
監 査 委 員	民	部	俊	治	君
監査委員事務局長	仲		浩	紀	君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高	芝		豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱	野	敏	明
議 事 ・ 調 査 係 書 記	樺	田	朋	実

〔開議 午前 9時59分〕

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、7番、岩澤宣之議員、8番、中村レイ議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第3号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」から日程第34、議案第35号「尾鷲市道路線の変更について」までの計33議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました33議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、仲明委員長。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） それでは、委員長報告をさせていただきます。

行政常任委員会における議案審査の経過並びに結果について御報告をいたします。

当委員会に付託になりました議案第3号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」から議案第35号「尾鷲市道路線の変更について」まで、以上、条例関係18件、予算関係10件、その他福祉関連計画等5件の合計33議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

去る3月6日から13日までの計6日間にわたり、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第3号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係

条例の整備に関する条例の制定について」から議案第20号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の廃止について」までの条例関係18議案につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、予算関係10議案についてでございますが、議案第21号「令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、賛成多数により可決すべきものと決しました。

また、議案第22号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」から議案第30号「令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」までの計9議案につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について」及び議案第32号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」につきましては、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「尾鷲市道路線の認定について」及び議案第35号「尾鷲市道路線の変更について」につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、議案第21号「令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、地域型保育事業のうち、とちのもり保育園の給食を外部委託とする給食業務委託料など、議会で十分な議論を持つ時間が少ないまま予算計上されている事業が見受けられた点について、今後、新規事業等、委員会での十分な説明が必要と思われる案件については、十分な資料とともに審査に当たるよう留め置いていただきたいという意見があったことを申し添えさせていただきます。

以上で行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

8 番、中村レイ議員。

〔8 番（中村レイ議員）登壇〕

8 番（中村レイ議員） 議案第 21 号、令和 7 年度一般会計予算の多くの部分に反対の立場から、討論に参加させていただきます。

今回、初めて修正予算を出さずに、当初予算に反対しました。それは、何でも反対なのではなく、あまりにも肉づけ予算が多過ぎて、修正予算が出せなかったからです。

広域ごみ処理施設は、非常用動力発電機もないまま、災害時に潰れて再開できない危険性があるのに、改善されません。ごみをためる場所のコンクリートの厚みは、20 センチしかありません。5 市町からごみと一緒に持ち込まれるし尿汚泥からしみ出す残留内服薬は、200 メーター下流の尾鷲市上水道取水口に流れ込みます。広域ごみ処理施設のごみだめの下流 200 メーターに上水道の取水口があるのは、全国でただ 1 か所、尾鷲市だけです。

野球場は、南海トラフ地震では 30 センチ以上の液状化が発生すると報告されている場所を選んで、工事が進んでいます。地震時には近づくと言われる河川付近の川に避難歩道橋が架けられますが、そこから高台への避難路は、JR をまたぐ橋が落ちるか、JR の下をくぐる海拔 1.8 メーターの道をくぐる必要があります。

子供たちには条件の悪い中部電力跡地に、海で泳げるエビは高台に近い第 1 ヤードに、中部電力から示された SEA モデル計画の民設民営のごみ焼却場と大型製材所の誘致を自ら闇に葬り、10 億もかける耐震工事は、震度 6 で避難所として成り立たないと設計者が認める体育館、図書館、子供の遊び場をつくる。子供の命を軽んじる市長が、子ども・子育てに重点をなどと語る資格があるのでしょうか。

賀田の尾鷲市立保育園については、令和 6 年 2 月 16 日、教育委員会で、保育園給食のために、賀田小学校へ調理師の追加 1 名との説明がありました。令和 6 年 3 月市議会行政委員会での説明で、賀田小学校の改修予算が出た折、図面では、調理室の改修計画図面はありませんでした。そのとき、議員の 1 人が、賀田小学校の調理室で給食調理して大丈夫かと尋ねると、大丈夫ですと執行部は答えまし

た。

令和7年、今年の2月14日、突如、離乳食を含む保育園の給食を外部委託にすると執行部から説明がありました。委託理由は、学校給食の2次感染における管理強化基準により、保育園との調理場の共有はできないというのが理由でした。

しかし、学校給食における2次感染とは、ノロウイルスなどによる病原菌に対して、次亜塩素酸ナトリウムにつけ置きをなさいなどという処理方法の通知であり、保育園との給食調理、併用に関する通知ではありません。国が原則禁止している保育園給食の外部搬入を、いとも簡単に外部に委託できるという理由は何でしょうか。

国は、小規模保育園の開設要件として、連携施設との協定が必要と定めています。平成26年、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条2にも、保育園給食の搬入施設には連携施設と書かれています。しかし、最後のページに附則があり、施行日から起算して10年を経過する日まで連携施設の確保はしなくていいと書かれ、その執行日は何と令和5年、おととしの4月1日となっています。

尾鷲市は、協定を結ぶことなく、国から支給額の高い、園長や主任と、高額の給食だけを誰にも分からないように差し出しました。隣接する賀田小学校の給食調理室を使用するつもりなら、調理室の改修費も図面も含まれていたはずですが。しかし、教室の改修だけで終わっています。

その改修費予算の審議のときに、ある議員が、離乳食のアレルギー食も対応できますかと尋ねられています。そのときに、問題ないと執行部は答えています。小学校の給食調理室の改修を行わずに、学校給食と離乳食の同時の作業はできません。もちろんそうです。そして、今回、そのことを理由に、外部委託すると言っています。でも、それって、全く話がおかしいです。

当初、調理師を1名入れて、賀田小学校で学校給食と離乳食、保育園の給食を一緒に作るならば、そのとき予算を立てて改修工事が行われているはずですし、そのとき議員として、その場所で調理可能かと尋ねて、執行部は可能ですと返事がありました。それにもかかわらず、今回、同時並行の作業ができないことを理由に、外部委託する、その下ごしらえとして、令和5年4月1日に協定施設は要らないとわざわざ書いています。

連携する施設、小学校の校庭、共有使用するということは非常に必要なことです。ですから、協定をしないで運営していくというのは、きっと大変難しいこと

だと思うんですけども、それなら、なぜこの中途半端な公立化にするのかという根本的な意味も分かりません。

給食は、連携施設の協定書すらない民間法人へ外部委託し、1人当たり1,600円かかるんです、離乳食1食に。そして、ミルクやおやつを入れると、子供への給食費は1日2,000円です。最初に、賀田小学校に、給食調理室に改修費をかければ、毎年民間法人へ500万もの離乳食代を支払わなくて済みます。

食の公平性を言われた委員がおられました、賀田小学校、輪内中学校は合わせて45名です。5年後には、合わせて32名になる予定です。

小学校と中学校の給食は、内容は同じで、尾鷲では出されています。賀田においても、賀田小学校と輪内中学校は同じメニューでいいと考えられます。それであるならば、輪内中学校の給食室において、賀田小学校の給食調理は可能です。そうすれば、別にこの4月からでも、賀田小学校の調理室で、保育園の給食は調理可能となります。常に代案がないとおっしゃいますが、ちゃんと代案はありますが、実行する予定はあるのでしょうか。

こどもの居場所づくり事業852万2,000円についても、全く同じことが言えます。

国の補助事業で、今年令和7年7月に募集が始まるにもかかわらず、執行部は、当初予算に852万2,000円を計上しています。これについても、委員会に一度の説明もなく、予算審議であやふやな説明を何度も続け、私たちが混乱して訳の分からへんままに、市長は、要望が多かったから予算をつけたと言われました。この言葉は、選挙対策そのものですよね。市長は、自分が痩せているから肉を何ぼつけてもばれへんやろうと思ってはるかもしれませんが、残念ながらばれています。

温浴施設についても、昨年11月の委員会で、経営状態についての説明は一切ありませんでした。

施設の支配人が苦勞に苦勞を重ね、健全化しようとされていたのだろうと、今頃になって推察するよりほかありません。あの時点で正しく伝えられていたら、違う内容の契約や違う運営を考える余地があったのではないのでしょうか。執行部の情報の隠蔽体質を強く非難したいと思います。

最後に、財政調整基金、要するに家庭での自由に使える貯金についてですが、市長の経営手腕で増えたと言われていますが、円安による国の税収の増加、毎年、円安のおかげで、最高税収を記録し続けています。

自動的に、地方交付税も上がっています。しかし、維持費や電気代さえ出ない輸入薬は、病院経営の足かせになっており、今後、一般会計から10億以上の負担がのしかかる可能性があり、トランプ大統領の関税政策によっては、税収が極端に落ち込むと、地方交付税も極端に減らされます。

今年度、令和7年度から様々な大型予算が組まれ、その返済が始まる5年後に、本当に尾鷲市が債権団体に限りなく近づいていくという危険性があるまま、この無駄遣いの後始末を将来の子供たちがさせられると思うと、とてもかわいそうだと思います。

以上で反対討論を終わらせていただきます。

議長（南靖久議員） 議案第21号について、他に討論はございませんか。

7番、岩澤宣之議員。

〔7番（岩澤宣之議員）登壇〕

7番（岩澤宣之議員） 議案第21号「令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、12節給食業務委託料について、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私自身、2歳の娘を育てる親として、子供たちにとって安心安全で温かい食事が提供されることの重要性を強く感じております。賀田小学校内に整備された尾鷲市立とちのもり保育園は、3月をもって閉園となる南輪内保育園の役割を引き継ぎ、地域の未就学児の教育、保育を確保するとともに、保護者らの就労環境を支える上で必要な保育園であり、4月からの開園に当たっては、食事の提供体制がしっかりと整えられている必要がございます。

しかしながら、当初執行部からは、賀田小学校内で調理を行うと説明を受けていたにもかかわらず、2月の行政常任委員会の報告では、その実施に向けて協議、調整が重ねられてきたものの、現在の調理室では、文部科学省が示す学校給食における調理基準を守りつつ、学校給食の調理と並行して保育園の調理を行う場合、離乳食やアレルギー対応などで調理工程が増えると、時間をずらして保育園の調理を行う必要が生じ、適切な時間に食事が提供できなくなるとのことでした。

そのため、給食を外部で調理し搬入をする方法に方針転換したと報告がありましたが、このような重大な方針転換について、議会への報告が遅れたことについては、子育て世代の当事者としても、大いに疑問を感じます。議会としても、より早い段階で情報を共有されていれば、様々な角度からの議論を深めることができたはずですので、今後はこのようなことがないように、執行部には強く改善を求

めます。

しかし、校内調理の実現に向けて、ぎりぎりまで協議、調整を重ねた点は、一定の理解に値します。開園を目前に控えた今、子供たちに安心安全で安定した食事を提供するための現実的な選択肢を取らざるを得ません。

また、同委員会において執行部より、保護者説明会で外部搬入による給食について説明会を行った際には、保護者から異論や質問がなかった旨の報告を受けておりますが、実際に運営が開始された後も、保護者との連携はしっかりと取っていただく必要があると考えます。

また、食育についても、市の栄養士の指導の下で、これまでの保育園や幼稚園、小学校での給食と同様に、園児たちが生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるよう、食の安全安心に係る取組として、できる限り地産地消に努めることや、また、栄養面、食の多様性の確保、地域における食文化の継承などに努める必要がありますが、この点について、先日の教育委員会の予算審議に関わる行政常任委員会において、市長もしっかりと取り組むと発言をされております。

このことから、開園後においても、保護者らとの話し合いの場を持ちながら、4月からの開園に向けて、現実的に安定した食事を提供する方法として、食事の外部搬入による提供体制を整備する原案に賛成するものであります。

御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の原案に対する賛成討論とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 議案第21号について、他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、それでは、他の議案について、討論はございませんか。

4番、西川議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 私は、議案第33号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」に、反対の立場から討論します。

この討論を行うに当たり、早々と選挙に出馬を表明した市長に対し、一般質問で質問しなかったのは、私の武士道だと思っていただきたい。本来ならば常任委員会で、不祥事続きの夢古道の湯の施設管理の在り方を解明してから、直営で行うのか、または廃止するのかをもっと議論し尽くすべきが本来の在り方だと私は思います。

市は、条例に基づいて公募を進めて、OMOTENASI さんに引き継ぐとの報告でした。県では、業者との癒着を防ぐために、数年で職員の転勤が行われています。尾鷲でも時々職員の配置を替えています。私も、議員になる前からの家族的な付き合いをしている職員に対してでも大変に気を遣いますが、市長が、市と関係する団体や法人の人たちとゴルフに行っているという情報を耳にしました。これでは、市民の皆さんから見れば、どう感じるでしょう。そういうことをしていれば、付度を疑われても仕方ありません。

今さらですが何事と思われる議員や市民の方がおられるかもしれませんが、実は、そのような真実性のある重大な事案が、今定例会の常任委員会が開催してから、多くの市民より情報を得たからです。このように、市民の皆さんに疑念を持たれるような行為があったからこそ、私は、この議案第 33 号については容認することは到底できません。まるで、今の石破総理と同じではありませんか。

私は、新たな指定管理候補者さんに対して、どうのこうの言っているわけではありません。普通の、何も知らない市民の皆さんの知らないところで市長が行っている、政治とは言えない行動、いわゆる公の立場と私との立場に対して、分別をわきまえることができていないことに異議を申し述べているだけです。

ですから、他の議員さんたちには、あえて賛同は求めません。賛否は、市民の皆さんに委ねたいと思います。

以上で私の議案 33 号に対する反対討論を終わります。

議長（南靖久議員） 議案 33 号について、他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、それでは、他の議案について、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第 2、議案第 3 号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

举手全員であります。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第４号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長（南靖久議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第５号「尾鷲市災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長（南靖久議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第６号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長（南靖久議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第７号「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長（南靖久議員） 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第８号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 9 号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決すること賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 10 号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決すること賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 11 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決すること賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 12 号「尾鷲市市税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決すること賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１２、議案第１３号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第１４号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１４、議案第１５号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１５、議案第１６号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第１７号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１７、議案第１８号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１８、議案第１９号「尾鷲市立幼稚園条例の廃止について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１９、議案第２０号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の廃止について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２０、議案第２１号「令和７年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（南靖久議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２１、議案第２２号「令和７年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２２、議案第２３号「令和７年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２３、議案第２４号「令和７年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２４、議案第２５号「令和７年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２５、議案第２６号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２６、議案第２７号「令和６年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２７、議案第２８号「令和６年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２８、議案第２９号「令和６年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第４号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２９、議案第３０号「令和６年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第４号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３０、議案第３１号「第３期尾鷲市子ども・子育て支援事業計

画・母子保健計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３１、議案第３２号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３２、議案第３３号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（南靖久議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３３、議案第３４号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３４、議案第３５号「尾鷲市道路線の変更について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３５、発議第１号「尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） ただいま議題の発議につきまして、提案理由の説明を求めます。

３番、濱中佳芳子議員。

〔３番（濱中佳芳子議員）登壇〕

３番（濱中佳芳子議員） 発議第１号「尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正内容につきましては、昨年３月の第２１３回国会において、行政運営の簡素化及び効率化、関係者の利便性向上などを図ることを目的に成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことから、関係法令の条例にずれが生じたことによる、所要の条文整理などを行うものでございます。

以上、尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

御賛同いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、これより採決を行います。

日程第３５、発議第１号「尾鷲市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３６、請願第１号「「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願」を議題といたします。

ただいま議題となりました請願につきましては、所管の行政常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、仲明委員長。

〔１０番（仲明議員）登壇〕

１０番（仲明議員） それでは、報告させていただきます。

行政常任委員会に付託されました請願第１号「「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願」。請願者、三重弁護士会会長、長谷部拓哉氏。紹介議員、中村レイ議員につきましては、慎重に審査をいたしました結果、その趣旨を妥当と認め、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第３６、請願第１号「「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前１０時５３分〕

〔再開 午前１１時０６分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

発議第２号「再審法改正を求める意見書について」を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、発議第２号「再審法改正を求める意見書について」を日程に追加し、議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

（事務局長 朗読）

議長（南靖久議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

８番、中村レイ議員。

〔８番（中村レイ議員）登壇〕

８番（中村レイ議員） それでは、ただいま上程されました発議第２号「再審法改正を求める意見書について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本発議は、先ほど請願第１号が全員一致で採択されたことを受けまして、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、刑事訴訟法の再審規定が改正されるよう採択されました請願の趣旨を反映し、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出しようとするものでございます。

よろしく御審議いただきまして、皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、これより採決を行います。

発議第２号「再審法改正を求める意見書について」、原案のとおり決すること

に賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第３７、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第１００条第１３項及び尾鷲市議会会議規則第１６６条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合、また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣につきまして、議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

ここで、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、２月２５日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第３号「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」をはじめとする議案３７件と諮問第１号及び諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして、いずれも御承認賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（南靖久議員） 去る２月２５日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございます。

これをもって、令和７年第１回尾鷲市議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前１１時１３分〕

地方自治法第１２３条第２項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 岩 澤 宣 之

署 名 議 員 中 村 レ イ